

薩子第1182号

平成27年8月12日

地域型保育事業 代表者 様

薩摩川内市子育て支援課長

准看護師を保育士とみなすことについて（通知）

平成27年3月31日付厚生労働省令第63号の「児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」により、「薩摩川内市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」の一部を改正しました。

内容は下記のとおりです。

記

1. 准看護師を保育士とみなすことについて

小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び事業所内保育事業において必要となる保育士の数の算定で、従来「保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる」とされていましたが、「保健師、看護師又は准看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる」となりました。

准看護師を雇用する場合にあって、施設の長は当該職員に対して、次の事項に関する研修の受講を勧奨してください。

- ・乳幼児の発達と心理
- ・地域保育の環境整備
- ・安全の確保とリスクマネジメント
- ・乳幼児の生活と遊び
- ・小児保健
- ・乳幼児期の食物アレルギーに関する基礎知識

2. 適用年月日

准看護師を保育士とみなすことができるのは、平成27年7月3日以降とします。